

NISA口座 非課税期間満了に伴う 非課税期間の延長(ロールオーバー)のお手続きのご案内

2020年末において、2016年中にNISA口座で購入された投資信託の5年間の非課税期間が満了となります。つきましては、NISA口座の非課税期間満了に伴うお手続きについてご案内申し上げます。10月中旬に発送されます「非課税口座内上場株式等移管依頼書(ロールオーバー移管依頼書)」に必要事項をご記入の上、2020年11月30日(月)までに返信用封筒にてご返送ください。

非課税期間(5年)の満了時の選択肢は3つです。いずれかを選択のうえお手続きください。

選択 ①

翌年2021年のNISA口座へ移管【ロールオーバーする】
同封の移管依頼書をご記入の上ご返送ください。 本年11月30日【弊社必着】

選択 ②

課税口座へ移管(特定口座／一般口座への払出し) お手続き不要です。

選択 ③

売却する 担当アドバイザーまでご連絡ください。

「移管依頼書」記入要領

返送						非課税口座内上場株式等移管依頼書					
◆ 移管対象勘定年						◆ 翌年のNISA口座 開設状況					
移管元勘定年		2016年		移管先勘定年		2021年		NISA口座		一般NISA	
本年末にNISA口座の非課税期間満了を迎えるお預りすべてをNISA口座へ移管する場合は「全部移管」にチェック「レ」してください。「銘柄毎」に指定する場合は「一部移管」にチェック「レ」のうえ、下記明細の移管指示欄にもチェック「レ」してください。											
☐		全部移管※すべてNISA口座へ移管します。				☐		一部移管※移管指示欄もチェック「レ」してください。			
ご記入日 (西暦)		2020 年 11 月 1 日				ご署名		ピーダブルエム 太郎			
ピーダブルエム太郎0123456											
◆ 本年末にNISA口座の非課税期間満了を迎えるお預り											
【2020年9月30日現在】											
移管指示	種類	銘柄コード	銘柄名		数量	備考					
☐	国内投信	12345-6789-0									
☐	累積投資	23456-7890-1									

翌年のNISA口座開設状況をご確認ください。※「未設定」の場合、追加のお手続きが必要です。担当アドバイザーまでご連絡ください。

すべての銘柄を翌年のNISA/一般NISA口座に移管する場合

ここに ☒ をしてください。

一部の銘柄のみを翌年のNISA口座に移管する場合

ここに ☒ をしてください。
※☐ がない銘柄は、課税口座(特定口座/一般口座)に移管されます。

選択 ①

翌年2021年のNISA口座へ移管【ロールオーバーする】

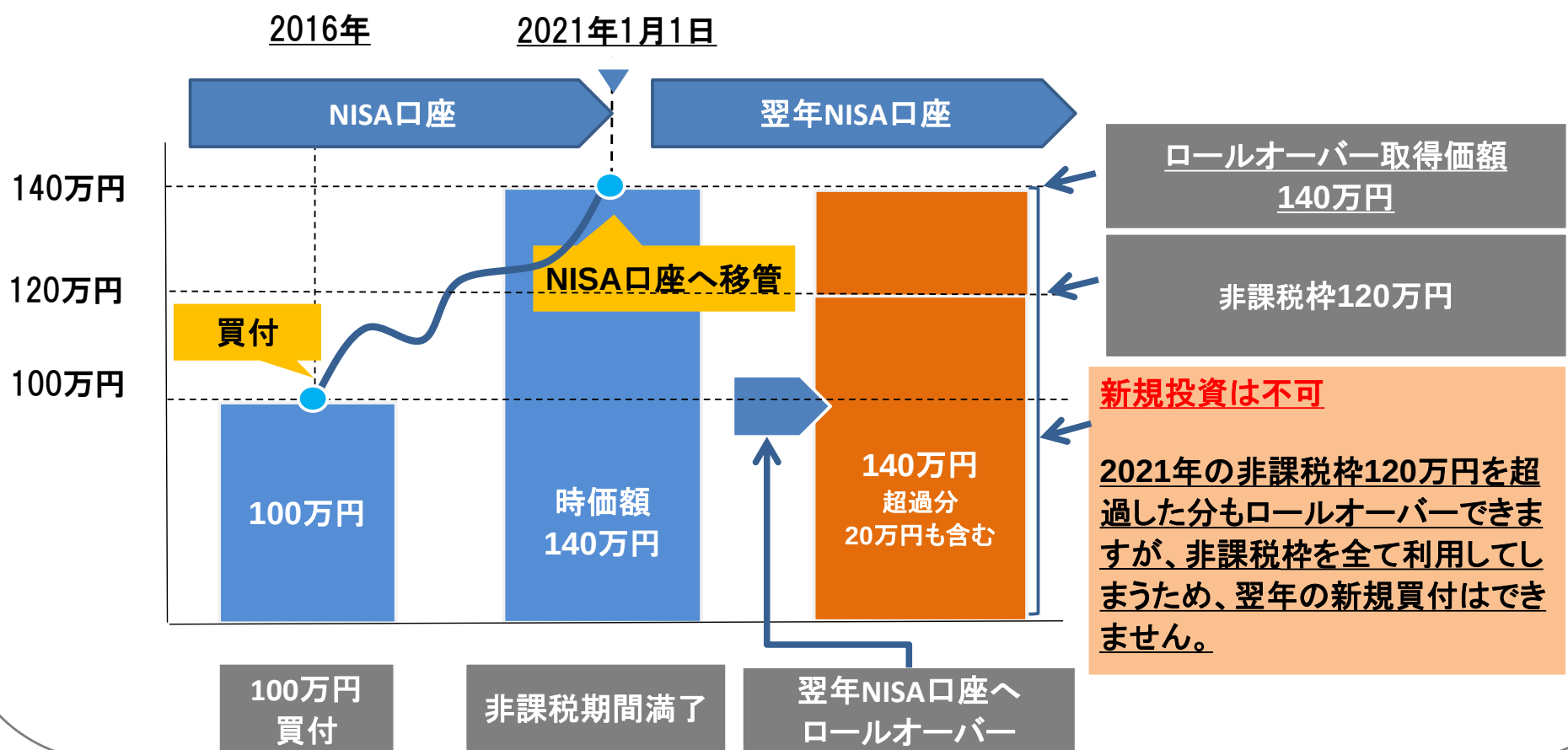
●ロールオーバーをした場合、2021年以降も継続して5年間は譲渡益、分配金等が非課税となります。

※お手続き「非課税口座内上場株式等移管依頼書」をご提出ください。

2020年11月30日(月)【弊社必着】

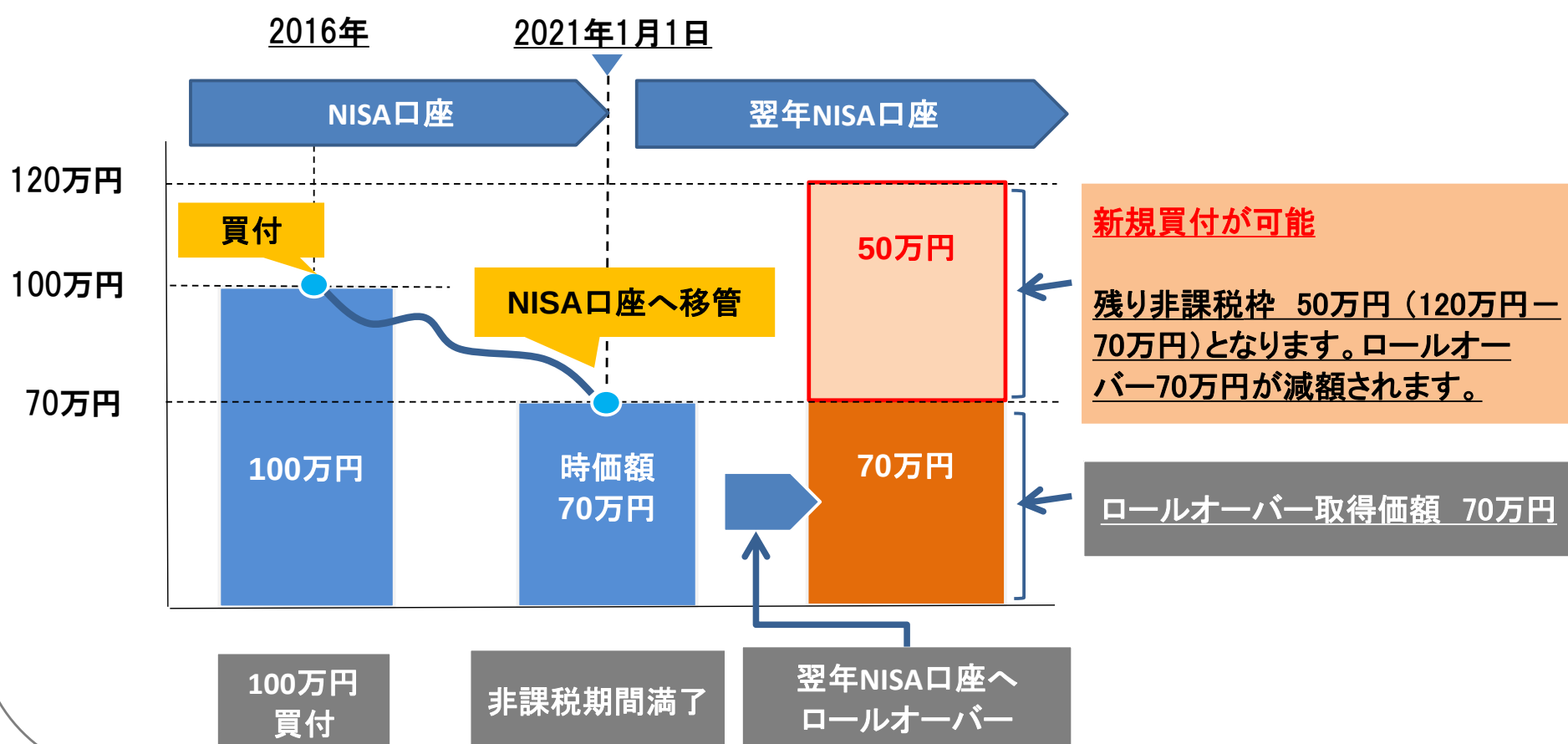
ケース1

2020年12月末の時価が2021年の非課税枠(120万円)以上の場合



ケース2

2020年12月末の時価が2021年の非課税枠(120万円)未満の場合



選択 ②

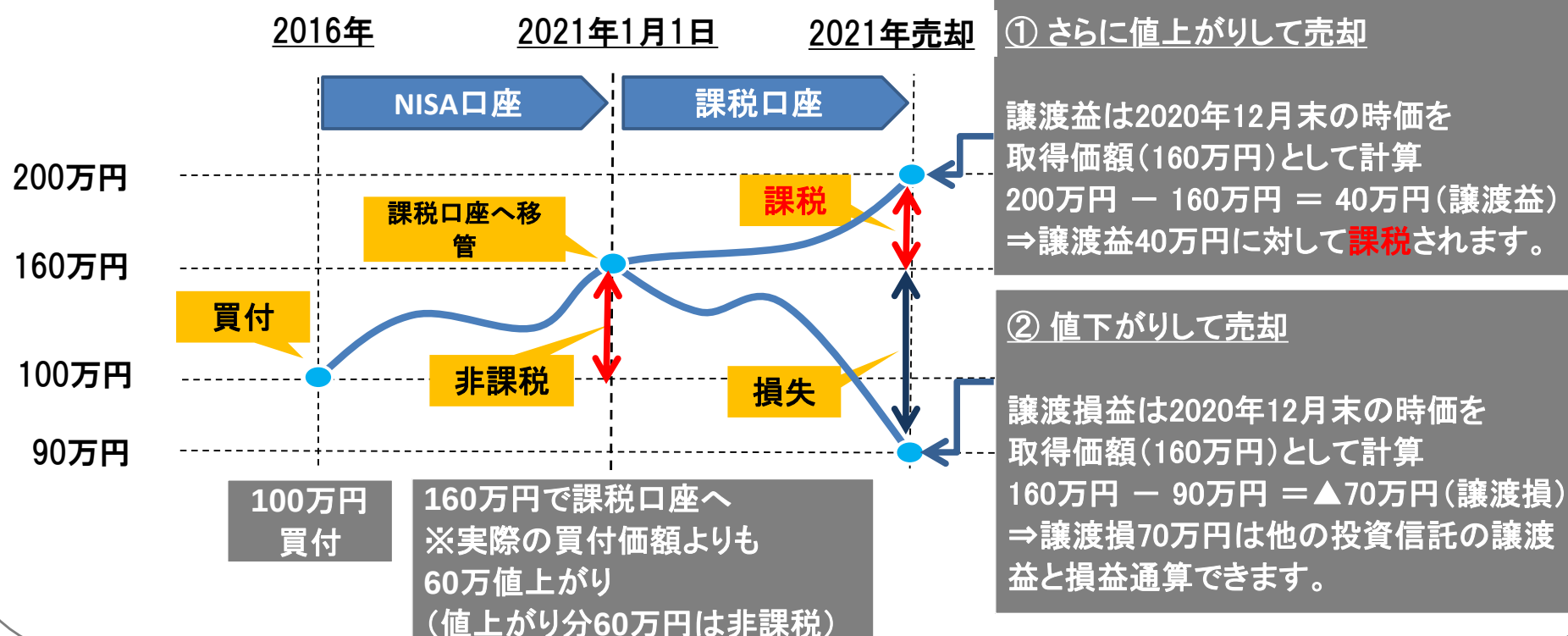
課税口座へ移管（特定口座／一般口座への払出し）【ロールオーバーしない】

※お手続き 不要です。

- 2020年末の時価を取得価額として、残高は、自動的に課税口座(特定口座／一般口座)に移管されます。移管後の売却益や配当金・分配金等は課税対象となります。
- 非課税期間の満了時(年末)に特段のお手続きなく、特定口座が開設済の場合は特定口座に、未開設の場合には一般口座に移管されます。

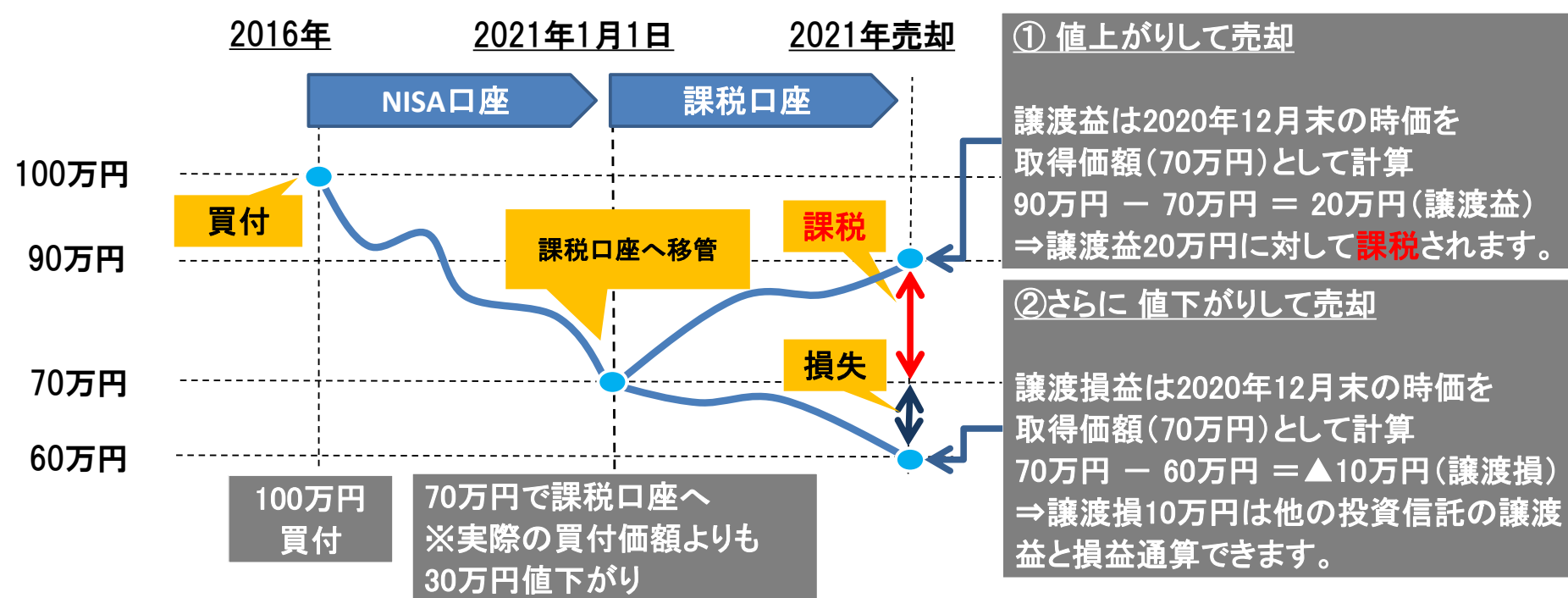
ケース1

100万円で買付した投資信託を、160万円で課税口座へ移管、その後、売却



ケース2

100万円で買付した投資信託を、70万円で課税口座へ移管、その後、売却



選択 ③

売却する 【ロールオーバーしない】

※お手続き (売却)

- ご注文から受渡日まで日数はファンドにより異なります。また年末はファンド休日により通常より日数がかかる場合があります。
- 担当アドバイザーにご相談の上、お時間に余裕をもってお手続きください。

●ご留意事項

- ロールオーバーをご希望の場合、「非課税口座内上場等移管依頼書」をご返送ください。
ご提出期限は「2020年11月30日(月)【弊社必着】です。」
 - 非課税期間満了となるお預り証券を翌年のNISA口座へ移管する場合、移管時の合計金額が120万円を超える場合であっても、全てを翌年のNISA口座へ移管することができます。移管するお預り証券は移管時の時価にて翌年の非課税枠を使用します。(移管するお預り証券の合計が120万円を超える場合は120万円)
 - 翌年2021年のNISA口座への移管(ロールオーバー)により年間非課税枠(120万円)全てを使用した場合は、翌年2021年のNISA口座での買付はできません。
 - ロールオーバーのお手続きをされない場合、非課税期間満了となるお預り証券は自動的に特定口座(特定口座未開設の場合は一般口座)へ移管されます。
 - ロールオーバーを行う場合は、**翌年2021年のNISA口座が設定されている必要があります**。翌年の非課税枠の設定が無い場合、全て特定口座(特定口座未開設の場合は、一般口座)へ移管されます。
- ※2021年のNISA口座設定のお申込みの締切は11月30日(月)です。
- 非課税期間満了となるお預り証券は、翌年1月1日の時価(実際には2020年12月末時価)で移管されます。
 - 翌年勘定のNISA口座へ移管できるお預りは銘柄毎となります。銘柄の一部数量の移管はできませんので、ご了承ください。
 - 非課税期間満了となるお預り証券の数量が売却・再投資等により変わった場合は、非課税期間満了時(2020年12月末時点)の数量で移管されます。

●NISA口座における年を跨ぐお取引の制限について

- 非課税期間満了となるお預り銘柄のNISA売却について、約定日と受渡日が年跨ぎとなるお取引を制限させていただくことがあります。
- ロールオーバーをされる場合、翌年の非課税枠を使用するNISA買付のお取引を制限させていただくことがあります。
- 非課税期間満了となるお預り銘柄を特定口座へ移管する場合、翌年受渡となる同銘柄の特定口座での売却のお取引を制限させていただくことがあります。